

■はじめに

国営昭和記念公園(以下「公園」という)みどりの文化ゾーンは、「都市における『緑の文化』の創造と発信」を基本テーマにしています。

みどりの文化ゾーンでは、そのテーマに準じた講習会・展示会・行催事等(以下「行催事等」という)の開催のために、花みどり文化センター内のギャラリー、講義室、研修室及びテラス、並びにゆめひろば(以下「本施設」という)を貸出しております。

■利用相談・受付窓口

受付担当係：「花みどり文化センター」係

受付場所：花みどり文化センター受付カウンター

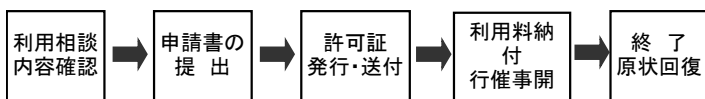
■受付時間

3月1日～10月31日 9:30～16:30

11月1日～2月末日 9:30～16:00

※但し、休館日(12月31日、1月1日、2月第4月曜日とその翌日)を除く

■利用申請からご利用までの流れ



■利用申請期間

利用申請の期間は、次のとおりです。

但し、申請期間の初日が公園の休日に当たるときは、その直後の開園日を当該期間の初日とします。

施設のご利用は、原則として申請順です。

利用内容	利用申請期間
ア.国際的または全国的な行催事等	ア.利用開始日の属する月の24ヶ月前の初日から10ヶ月前の末日まで
イ.「花みどり文化センター」と「ゆめひろば」を一体的に利用するもの 又は「花みどり文化センター」のギャラリーもしくは「ゆめひろば」を1/2以上使用する大規模な行催事等	イ.利用開始日の属する月の12ヶ月前の1日から3ヶ月前の末日まで
ウ.上記以外	ウ.利用開始日の属する月の5ヶ月前の日から使用開始の14日前まで

■利用上の注意事項

利用期間および時間は、入退園、準備、後片付けに要する日時を含め次のとおりです。

但し、公園の主催・共催する展示会及びイベント、講座等が開催される日は利用できませんので、ご了承ください。

利用期間	1月2日から12月30日まで (2月の第4月曜日及びその翌日を除く)
利用時間	3月1日～10月31日 9時30分～16時30分 11月1日～2月末日 9時30分～16時00分

■連続利用期間など

同一団体・利用者が連続して利用できる期間は、準備、後片付けに要する期間を含め、次の日数を基本としています。

また、下記の条件以外にも、利用の公平を図るため同一団体・利用者の本施設の利用を制限する場合がございますので、ご了承ください。

花みどり文化センター	14日以内
ゆめひろば	10日以内

■ご利用の手続き

本施設の利用を希望される方は次の手順で手続きを行ってください。

1 利用の相談・内容確認

・ご検討中の行催事等の実施については、開園時間内に来館または電話で必ずご相談ください。

なお、備品の貸出など、詳細な内容については、事前にご連絡を頂き、ご来館の上でご相談ください。

2 申請書の提出・仮受付

・受付窓口において、申請書に必要事項を記入の上、担当係に提出してください。

・利用申請の必要な提出書類は以下のとおりです。各書類は受付で配布しています。

施設名	提出書類
花みどり文化センター	許可申請書、行事企画書 等
ゆめひろば	許可申請書、占用許可申請書、行事企画書 等

・担当係が受理した時点で仮受付とします。また、必要に応じて他の書類を提出していただく場合もございますので、ご了承ください。

・利用申請期間を厳守してください。期間を守っていただけない場合、受付をお断りしたり、ご希望の日程で開催できなかつたりする場合がございます。

3 本受付

・担当係から電話連絡、及び「許可証」の送付をもって、本受付となります。

4 行催事等の開催

・行催事等の準備及び開催に当たっては許可証に書かれてある許可条件を守ってください。期間中は、許可証をかならず携帯してください。

5 行催事等の終了

・行催事等の後片付けが終了しましたら、担当係と利用エリアの確認を行ってください。

■利用料の納付

・利用料の納付方法は次のとおりです。

・本施設の利用に伴う光熱水費は、原則として利用料金に含まれていますが、規模が大きい行催事等の場合は、当該行催事等に伴う光熱水費を別途負担していただく場合がございますので、ご了承ください。

・原則として、納付された利用料の返還は行いませんので、ご了承ください。

利用施設	利用料の納付方法
花みどり文化センター	原則として、利用日(連続使用の場合はその初日)に、現金で「花みどり文化センター」担当係へ納付してください。
ゆめひろば	利用後、国から送付される納入告知書に基づき、指定金額の振込みを行ってください。
光熱水費	負担していただく場合は、担当係と立会いの上メーターを確認する等し、担当係から送付される請求書に基づき、指定金額の振込みを行ってください。

■利用申請の取消し、申請内容の変更

本受付後の利用申請の取消し、又は内容の変更を行う場合は、開園時間内に来館もしくは電話で担当係に速やかに連絡し、所定の手続きを行ってください。

■許可基準

本施設は、みどりの文化ゾーンの基本テーマ及び地域振興の観点から、以下の行行事等に利用することができます。

- (1)「緑の文化」に関連した行行事
- (2)地域振興に資する行行事等で国、地方公共団体、公益法人等が主催、共催、又は後援するもの。
- (3)国営昭和記念公園の利用増進に資するもの。

なお、次に掲げるものは許可いたしませんのでご了承ください。

- ①公園利用に直接関係のない集会
- ②著しく公共性に欠け、又は排他的な催し
- ③営利のみを目的とした集会
- ④休園日、又は開園時間外の利用
- ⑤次の項目に該当し明らかに公園利用の快適性を損なうもの
 - ・公園施設の損傷、又は汚損
 - ・公園の風致、又は美観の侵害
 - ・他の公園利用者に危害を与え、又は不便を生じさせること
- ⑥上記のほか、国土交通省国営昭和記念公園事務所長(以下「事務所長」という)が公園の利用、又は管理上から不都合と認めるもの

■許可条件

次の事項を厳守することを利用の条件とします。

- ①公園利用者に迷惑をかけないよう次の事項に留意すること。
 - ・公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
 - ・公園を損傷したり汚損するなど、公園利用に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
 - ・公園の風致及び美観、その他公園としての機能を害しないこと。
- ②許可を受けた事項を変更するときは、簡易なものを除き事務所長の許可を受けること。
- ③許可の期間が満了したときは本施設を直ちに原状に回復すること。
- ④事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、速やかに昭和 managementセンターに連絡するとともに、公園利用者の安全を図り、申請者の責任において速やかに処理すること。
- ⑤公園施設を損傷し、汚損し、又は滅失した場合は、これを処理し、もしくは現状に回復、又は賠償すること。
- ⑥都市公園法及び関係法令を遵守するとともに、昭和 managementセンターの指示に従うこと。
- ⑦自転車の使用については目的以外使用しないこと。

■利用上の注意事項

(1) 荷物の受取・保管

原則として、利用日前後の荷物の受取・保管は行いません。また、申請者が持ち込んだ備品、物品等については、申請者に保管の責任を負っていただきます。

(2) 搬入・搬出

物品の搬入・搬出がある場合は、事前に担当係と打合せを行ってください。なお、搬入・搬出に当たっては必ず必要な養生を行ってください。所定の養生が認められない場合は、搬入・搬出作業を中止していただく場合がございます。

(3) 会場の準備・片付け

物品の運搬、組み立て、配置等会場の準備は申請者が行ってください。また、片付け終了後、申請者は利用した施設を原状に回復するとともに、担当係の確認を受けてください。

また、付属備品を使用する場合、使用前にその保管場所や保管状況について担当係立会いのもとで確認するとともに、利用終了後は速やかにもとの場所に返却してください。

(4) 飲食

本施設内で飲食を希望される場合は、事前に担当係にご相談ください。なお、ギャラリーにおける飲食は原則禁止となっています。

(5) ゴミ

本施設で発生したゴミについては、申請者が全てお持ち帰りください。

■禁止行為

本施設では、安全で快適な公園利用を確保するため、次の行為を禁止としています。

- ①公園を損傷し、又は汚損すること。
- ②植物を採取すること。
- ③指定場所以外の場所でガスコンロ、石油コンロ、並びに花火等の火気を使用する行為。
- ④立入禁止区域内に立ち入ること。
- ⑤指定場所以外の場所に車輛を乗り入れること。
- ⑥灰皿のある場所以外での喫煙。
- ⑦自転車の利用に関し次の各号に掲げる行為。
 - ・みどりの文化ゾーン自転車進入禁止区域(みどり橋含む)への乗り入れ。但し許可車は除く。
 - ・定められた駐輪場以外の区域の自転車放置。
 - ・過度なスピード走行。
 - ・無理な追い越し。
- ⑧他の利用者の快適性を明らかに損なう音響の発生。
- ⑨他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為。
- ⑩はり紙、はり札その他の広告物を表示すること(本施設の利用に係る行行事等のポスター等を除く)。

■持込禁止物件等

本公園では、安全で快適な公園利用を確保するため、次の物件の持込を禁止、又は制限を行っています。

(1) 公園内への持込を禁止する物件

- ①銃及び刀剣類(モデルガン、木刀、竹刀を含む)
- ②ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン飛行機等
- ③補鳥網、植物採集道具、釣り道具類
- ④木製・金属バット、硬球、スケートボード
- ⑤凧、カイト類
- ⑥爆発性、引火性の高い花火、火薬、大量のガス、油脂類及び火を使用する器具類(定められた場所で使用する家庭用のガス器具類、イベントを除く)
- ⑦その他、公園利用の妨げとなるおそれが生じるもの

(2) 指定場所における使用等の条件付きで持込を認める物件

- ①球技用ネット
- ②一輪車、ローラースケート、インラインスケート、キックボード
- ③野球用具類(硬球を除く)、ゴルフ用具類(パターゴルフで使用するもの)
- ④テント(個人利用)、タープ、パラソル、デッキチェア
- ⑤その他、場所の特定が必要と思われるもの

■利用許可の取消し、利用の停止及び制限

申請書に記された内容・目的に偽りがあった場合など次の事項に該当した場合は、許可を取消し、また利用中であっても利用を停止、又は制限させていただきます。

- ①申請内容に偽りがあったり、不正な手段により許可を受けた場合。
- ②許可条件を守らない場合。
- ③公園の保全、又は公衆の公園利用に著しい障害が生じた場合。
- ④公園の運営上、又は公益上やむを得ない必要が生じた場合。
- ⑤許可を受けた行為が公園のイメージを著しく損なう場合。

■免責

本施設利用中に生じた人身事故及び物品の盗難、破損等については、申請者の責に帰するものとします。

お問合せ・申込み先

昭和 managementセンター

〒190-0014 東京都立川市緑町3173番地 TEL042-528-1751(電話自動応答システム)
花みどり文化センター TEL 042-526-8787 FAX 042-526-8788